

第3章 基本計画図の作成

3-1 基本計画図

(1) プランの検討

基本計画プランの策定にあたり、基本構想に示した導入施設に加え、「多目的広場」と「庭球場」の2つの運動施設を配置した〈案1〉と、「庭球場」と「緑の広場」を配置した〈案2〉を比較検討しました。

〈案1〉

基本構想に示した導入施設に加え、現状の施設利用状況を考慮し、「多目的広場」と「庭球場」の2つの運動施設をほぼ現状規模で配置する。なお、配置にあたっては、施設規模や利用形態(多目的広場の臨時駐車場利用)から多目的広場を西側の敷地拡張部に、庭球場を公園中央とする。

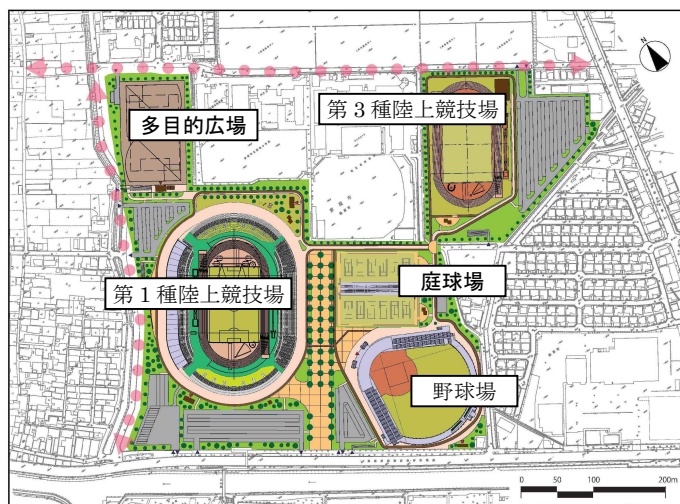


図3.1 基本計画プラン図 (案1)

〈案2〉

基本構想に示した導入施設に加え、ゆとりある公園として県民にとって憩いの場となるよう公園中央に「緑の広場」を、西側の敷地拡張部には、県域以上の公式大会や強化合宿が実施され競技力向上の拠点施設として位置付けられている「庭球場」を配置する。なお、サッカーや他競技のウォーミングアップ場としての利用が多い多目的広場は第3種陸上競技場などで主な機能の代替ができることから設置しない。



図3.2 基本計画プラン図 (案2)



本公園整備については、“誰もが利用できるゆとりある公園づくり”という観点から、緑のオープンスペースをより多く確保できる〈案2〉を採用することとし、多目的利用や大規模災害時等に備え、緑の広場についても、極力平坦なスペースを設けることとします。

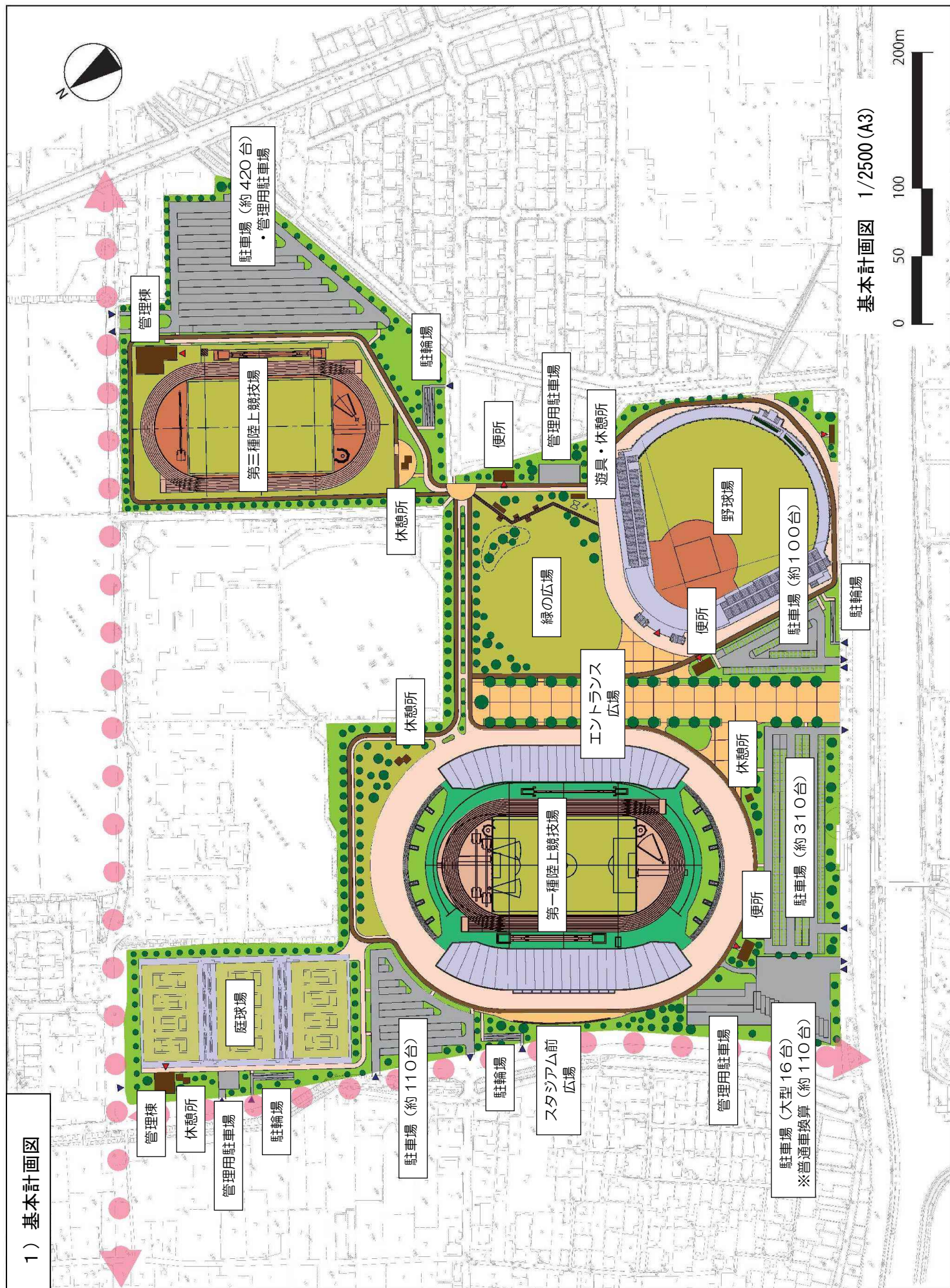
※庭球場、多目的広場の利用状況および基本計画プラン比較表はP 資料-25 のとおり

(2) 基本計画図の作成

(1) 「プランの検討」の結果に基づき作成した基本計画図を次頁以降に示します。

なお、基本計画図の作成にあたり、第1種陸上競技場の高さについては、資料「4 第1種陸上競技場の高さの概略検討」(P資料-6)での検討結果を踏まえ、できるだけ建築物の高さを抑えるよう、さらに検討を重ねていくものです。

1) 基本計画図

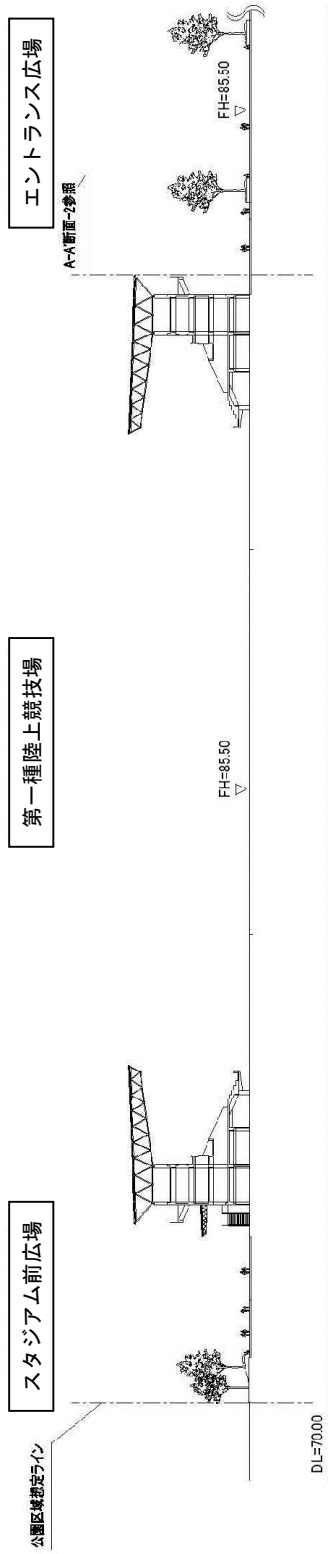


基本計画図 1/2500 (A3)

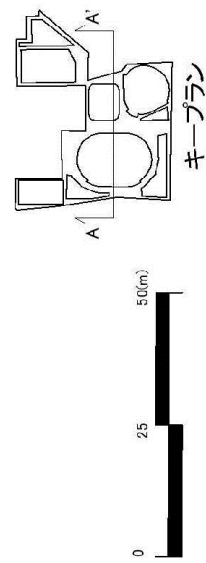
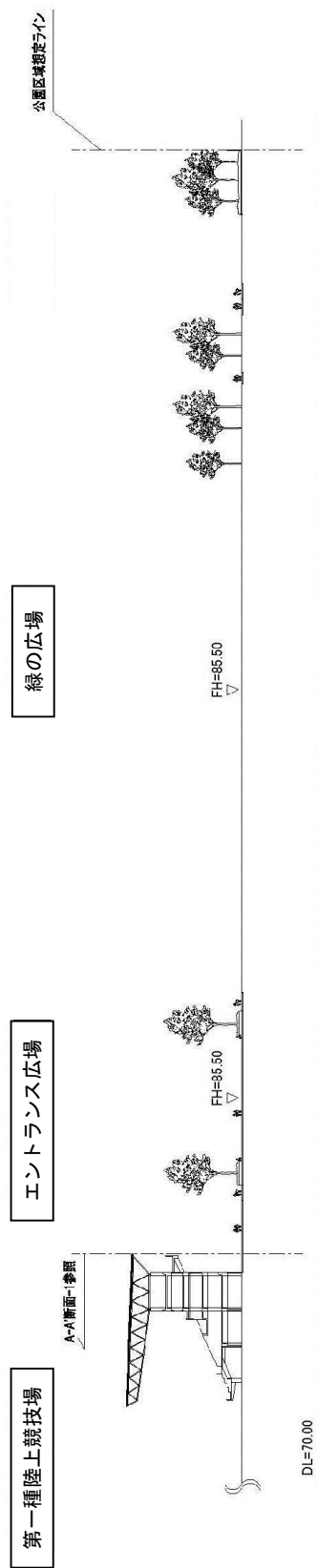
0 50 100 200m

2) 断面図

A-A'断面-1

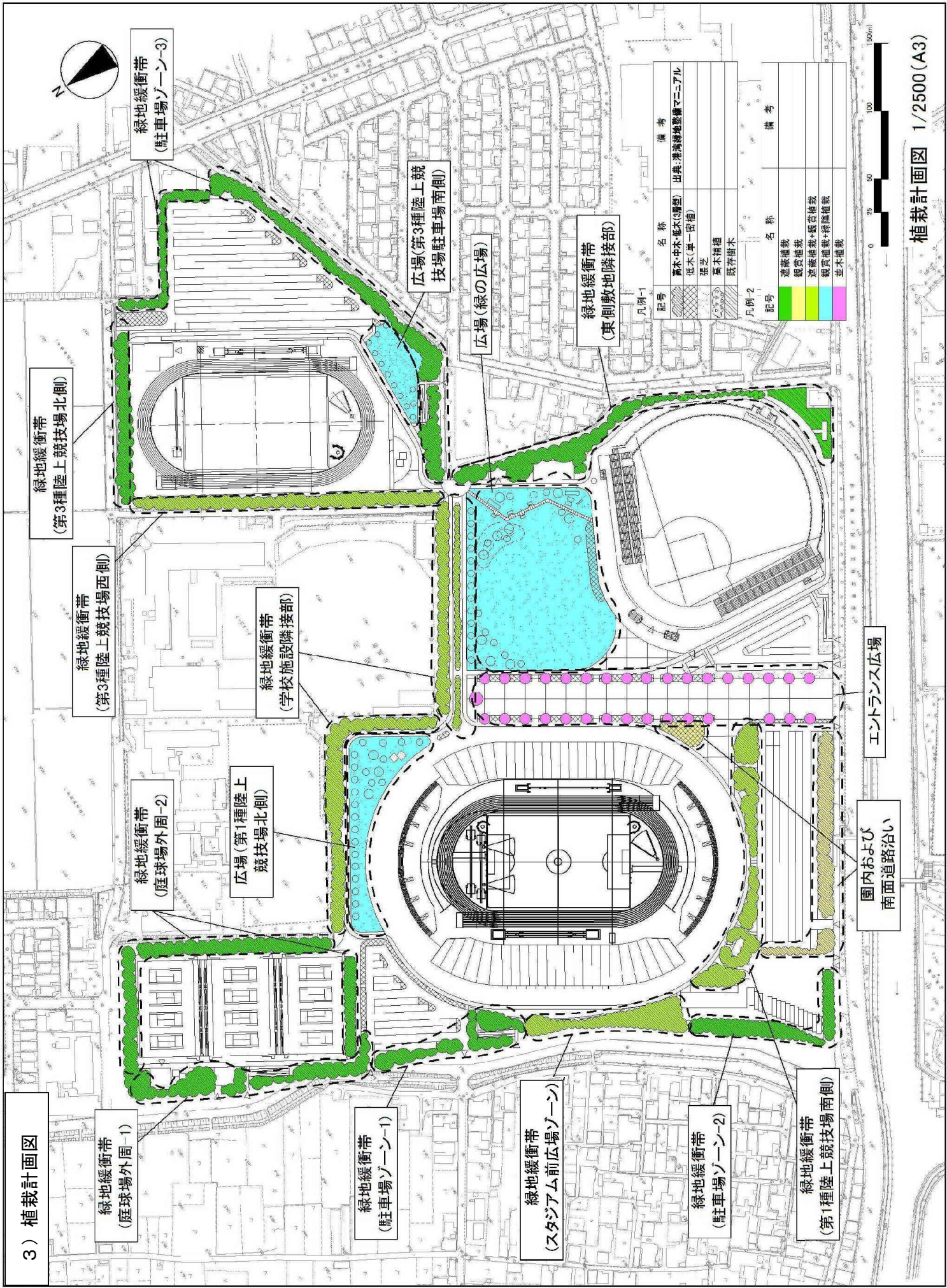


A-A'断面-2



注) 第1種陸上競技場の高さについては屋根の先端で仮に23mと想定して作成していますが、できるだけ建物の高さを抑えるよう、さらに検討を重ねていくものです。

断面図 1/1000 (A3)



植栽計画図 1/2500 (A3)

第4章 事業計画の検討

4-1 施設整備・管理運営手法の検討

(1) 施設整備・管理運営手法の検討

県立の総合運動公園として公式大会の開催や幅広い層の県民が日常的に利用することで、体力向上や健康増進および競技力向上につなげていくことが大事であると考えます。

そこで、厳しい財政状況の中、公園の整備や管理運営を効率的・効果的に行うため、また集客力の向上や民間の事業機会の創出などの観点から、民間の資金、経営能力、技術力を活用することができる代表的な手法について比較検討しました。

比較検討の結果は次表のとおりです。PFI方式等については、集客の需要リスクが高い場合、民間事業者が参入しにくいという面があり、全国的にも第1種陸上競技場を主とした公園整備に適用された事例はありません。また、当公園整備にあたっては、国体開催に向けた事業スケジュールのなかで、今後、建築物の高さの検討や彦根城の世界遺産登録の取組に配慮した景観整備、その他軟弱地盤への対応など不確定な要素を含みながら設計や整備を進めていく必要があることから、民間事業者が独自の事業計画を立てて進めることができる余地は極めて少ないと考えます。

したがって、当公園整備については、公設による施設づくりを着実に進めていくこととし、施設整備後の管理運営にあっては指定管理者制度を適用し、民間のノウハウや技術の活用により、コスト削減を図るとともに、地元企業等の活性化の効果も上げながら、より質の高い県民サービスの提供へとつなげていきます。

表 4.1 施設整備・管理運営手法の検討

制度	従来方式 (公設+指定管理者制度)	P F I 方式	D B O 方式
概要	・公共が自ら資金調達し、設計、建設、維持管理及び運営等の業務について、業務ごとに民間事業者へ請負・委託契約として発注する方式 ・維持管理・運営にあたっては、指定管理者制度により、民間のノウハウを導入し、より質の高い公共サービスを効率的に提供	・P F I (Private Finance Initiative) は、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設や維持管理・運営を行う公共事業のひとつの手法 ※施設の所有形態別類型としてBTO方式、BOT方式等があり、事業類型にはサービス購入型、独立採算型、混合型がある。	・P F I に類似した事業方式で、公共が資金調達し、民間事業者が施設の設計・建設・運営を担う方式
メリット	・設計・建設・維持管理の全てに公共に主導権がある。 ・管理運営面では、民間のノウハウ導入により、質の向上が図れる。 ・公共の資金調達能力により低金利での資金調達が可能である。	・施設の設計、建設、維持管理・運営の各業務と主に施設整備に係る資金調達を全て長期の契約として包括的に民間事業者に委ねる方式のため、運営面を最大限考慮した施設設計が可能である。 ・管理運営の質の向上が図れる。 ・民間の事業機会を創出することで経済の活性化を促すことができる。	・公共の資金調達能力により低金利での資金調達が可能である。 ・民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することができる。
デメリット	・業務ごとに分離発注となり、民間ノウハウの発揮の余地が限定的となる。 ・指定管理者の選定手続きの期間が必要となる。	・公共の主導権が限定的となる。 ・民間が資金調達するため、金利が高い。 ・P F I 導入可能性調査など、従来方式の必要期間に加えて一定の期間(2年程度)が必要となる。 ・集客の需要リスクが高い場合、民間事業者が参入しにくい。	・D B O 方式に向けた可能性調査など、従来方式の必要期間に加えて一定の期間(2年程度)が必要となる。 ・集客等の需要リスクが高い場合、民間事業者が参入しにくい。
導入例	※現在の彦根総合運動場や他府県の運動公園、その他、県内の主要な施設で一般的に導入	・長井海の手公園整備事業 ・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業 ・(仮称)柳島スポーツ公園 PFI 事業など ※第1種陸上競技場を擁する都市公園等での導入例なし	※都市公園等での導入例なし

表 4.2 公民連携手法の概要

制度	資金調達	企画	設計建設	管理運営
従来方式	公共	公共	公共	民間
P F I 方式	民間	公共	民間	民間
D B O 方式	公共	公共	民間	民間

※P 資料-27 10. 事業手法関連手法参照

(2) 民間活力導入の検討

1) 民間活力導入のための制度

公園の管理運営にあたっては、次表に示すとおり、指定管理者制度やネーミングライツ、その他設置・管理許可制度などがあり、これらによる民間活力を最大限活用することにより、より質の高い公共サービスの提供、集客力の向上を図る必要があります。

表 4.3 民間活力導入のための制度

制 度	概 要
①指定管理者制度	・ 地方自治法において規定される「公の施設」の運営において、より質の高い公共サービスを効率的に提供することを目的に、民間のノウハウを導入する制度 ・ 従来、公共施設の管理運営は、地方公共団体や第3セクターに限定されていたが、この制度により民間企業、NPO法人等も施設の管理運営に指定管理者として代行できるようになった。
②ネーミングライツ	・ スポンサーとなる民間企業の企業名やブランド名を、公共施設に付ける権利を与える制度である。ネーミングライツ導入に伴う収入を財源として、維持管理に要する費用等の一部に充てることができる。 ・ 企業のCSR（社会的責任）に位置づけられた地域貢献・社会貢献が可能であり、企業にとってもメリットがある。 ・ 契約期間が終われば、施設名が変わるため、変更にかかる費用がかかり、利用者にはわかりにくく、また、万一契約企業が不祥事を起こした場合、施設も同様に利用者等から印象が悪くなることがデメリットとして懸念される。 【導入事例】（P 資料-30 参照） ・ 味の素スタジアム・アミノバイタルフィールド ・ 日産リーフの森（滋賀県では、平成 25 年 12 月 20 日から県内 13 施設について、ネーミングライツパートナーを募集し、県民の森（滋賀県栗東市地先、県有林）が第 1 号に決定した。）
③設置・管理許可制度 （サービス施設の設置）	・ 公園の利用を促進するため、民間のノウハウや活力を導入し、カフェや自動販売機、売店等による飲食や物品販売など魅力的なサービス提供を行う。 【導入事例】 ・ 富山県富岩運河環水公園のカフェ・レストラン（富山駅に近く、文化施設など多いことから利用者数も多く、カフェやレストランの設置が可能であると考えられる。）

2) 設置・管理許可制度等の活用

彦根市都市計画マスタープランで、計画地は彦根港、金亀公園とともに観光・レクリエーション系（ゾーン）の拠点として位置付けられており、当公園の整備にあたっては、スポーツ拠点としてはもちろんのこと、スポーツをしない人も気軽に楽しく利用できる憩いの空間とすることを基本的な考え方の一つとしています。

このことから、公園整備がにぎわいの創出となるための工夫や、公園利用者の利便性をよくするための工夫など、民間の専門的な経営・運営ノウハウを活かした様々な集客方法について具体的に検討していきます。

なお、公園管理者以外の者が公園に公園施設を設け、または管理しようとするときは、都市公園法第5条に基づき、公園機能の増進などの観点を踏まえ検討するとともに、立地条件や敷地利用計画等から、採算性や建ぺい率などについて慎重に検討することとします。

○喫茶店やレストランの導入例

- ・ 喫茶店やレストランを設置し、飲食や休憩など魅力的なサービスを提供



富山県富岩運河環水公園 公園内スターバックスコヒー（公園HP）



富山県富岩運河環水公園 公園内フレンチレストラン（公園HP）

○物販施設の導入例

- ・ 公園内や第1種陸上競技場内に簡易店舗や売店を設置し、軽食の提供のほかお土産物などを販売



おとぎの森公園（富山県）・売店で軽食の販売（おとぎの森HP）



上野恩賜公園（東京都）・物販施設でのパンダグッズ販売（東京都公園協会HP）

○移動販売車・仮設店舗の導入例

- ・ 週末や夏季休暇などの来園者の多い時期や第1種陸上競技場での大規模大会の開催時における、移動販売車や仮設店舗による軽食等の提供
- ・ エントランス広場における、移動販売車による飲食のイベントや地元の農産物を販売する朝市の実施



狭山公園（東京都）・移動販売車
（狭山公園HP）



海の中道海浜公園（福岡県）・キッチンカーに
よる屋台村（海の中道海浜公園HP）



高松中央公園（香川県）・オープン
カフェの社会実験
（香川経済レポート社HP）



長良公園（岐阜県）・第1・3日曜日に
開催される朝市（岐阜県HP）

3) その他の活用

その他、利用促進のための活用方策として、体力づくりのための施設（筋トレ、フィットネス）や諸施設を利用した研修会・スポーツ教室、その他各種イベントの開催などの充実を検討します。

○第1種陸上競技場内施設の活用例

- ・ 第1種陸上競技場内のトレーニングルームや研修室の貸出し



長崎県立総合運動公園・第1種陸上競技場内のトレーニングルーム
(公園HP)



山口県維新百年記念公園・第1種陸上競技場内の会議室（公園HP）

○スポーツ教室等の充実例

- ・ スポーツ教室等の充実や県民のスポーツの機会の創出、各競技の次世代育成への取組



ミズノジュニアサッカー教室
(広島県総合グランドHP)



中・高生を対象としたランニング教室
(日産スタジアムHP)

(3) 住民参画手法の検討

公園整備基本構想や基本計画の策定に際しては、これまで、関係競技団体や地域住民の皆様の意見をお聴きし、それらに反映してきました。

今後、基本設計や実施設計をはじめ、公園整備や管理運営等の各段階においても、様々な形で団体や企業、住民の皆様に参画いただけるよう取り組みます。

表 4.4 段階別の住民参画（案）

段 階	参画手法
基本構想・基本計画 策定時	●彦根総合運動場内の運動施設で、現在大会利用等を行っている関係団体にアンケート調査を行い、施設整備に対する意見の反映を図った。 ・対象者：運動施設利用者団体 ・手法：アンケート調査 ●公園整備の考え方について、県民政策コメント制度に準じて県民意見を募集し、住民ニーズの把握や意見の反映を図った。 ・対象者：県民全体 ・募集方法：県ホームページによる募集
基本設計・実施設計 策定時	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、様々な人々から公園を利用するイメージや意見・ニーズをお聴きして、公園設計の検討に活かすことを目的として、ワークショップなどを開催します。 〈案1〉 植栽の樹種選定や、百間橋をモチーフとするなどした施設のデザイン展開方法について、環境や歴史の学習を兼ねて、県内の児童・学生などを対象にしたワークショップを開催し、そのアイデアを設計に反映する。 〈案2〉 本公園・緑の広場にあったらよい遊具や施設（ベンチなど）についてワークショップを開催し、提案してもらい、設計に反映する。 事例1：中ノ口川河川公園整備ワークショップ（P 資料-31） 事例2：第二京阪道路植栽ワークショップ（P 資料-32）

施設整備時	公園整備段階では、住民の皆様が公園の運営に関わっていただけることや、公園への愛着をもっていただけることを目的として、公園に関わる様々なイベントなどの参加機会をつくります。 また、団体や企業、住民の皆様の寄附により、設備や備品を整備するしくみなどについても検討します。 <案3> 県内の学生によるかまどベンチの製作や記念植樹イベント、手形陶板の作成など、県民との協働による施設整備を行います。 かまどベンチの製作 手形陶板を用いた舗装
管理運営時	公園の管理運営段階では、運営のボランティア組織づくりなどが必要となります。基本設計から整備段階でのワークショップ等の参画者を中心に、行政と公園管理者、住民の皆様が連携する活動拠点を形成し、多様なプログラムの実施を進めます。 <案4> 運営のボランティア組織等を立ち上げ、組織と行政・公園管理者等から構成する活動拠点を形成し、利用者の増加や満足度の向上を図るため、多様な利用プログラム（イベントや体験型ワークショップ）を実施する。 ○プログラムの例 ・国体開催時に設置する仮設ベンチ（木材）をリユースしたベンチの製作 ・緑の広場でのイベント（音楽イベント・絵本読み聞かせなど） ・エントランス広場や緑の広場でのイベント（フリーマーケットなど） 滋賀県希望が丘文化公園・フリーマーケット 自然の中で絵本の読み聞かせ （出典：滋賀県男女共同参画センター） 事例3：古河総合公園（P資料-33） 事例4：兵庫県立有馬富士公園（P資料-34）

4-2 事業プログラムの作成

各種補助制度の整理や事業実施における主な作業項目を示した事業スケジュールを作成します。

(1) 補助制度等の活用

当事業の財源としては、県の一般財源のほか、国からの交付金や県債を充当することになります。今後、公園整備の目標年次である平成 33 年度までの間、毎年多額の整備費用が必要となることから、国の補助制度等を活用することにより、より一層、県の一般財源の負担軽減を図っていきます。

国の補助制度等については、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金含む）や、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っているスポーツ振興くじ助成金・スポーツ施設等整備事業の活用について、今後、検討していきます。

表 4.5 国の補助制度

制度名	所管等	対 象		補 助 率	備 考
社会資本整備総合交付金					
(都市公園等事業)	国 土 交 通 省	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、ゲートボール場、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場 など	新築・改修など 用地取得	国：施設1/2、 用地1/3	・地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備等は「防災・安全交付金事業」の対象 ・補助率は概数
学校施設環境改善交付金					
(社会体育施設整備事業)	文 部 科 学 省	地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センター	新・改築 (改修は対象外)	国：1/3	・新改築が対象で、改修は対象外 ・補助基準単価が低い

表 4.6 その他の補助制度

制度名	所管等	対 象		補 助 率	備 考
スポーツ振興くじ助成金(地域スポーツ施設)					国庫補助との併用は不可
(スポーツ施設等整備事業)	独立行政法人日本スポーツ振興センター	屋外スポーツ施設(夜間照明等を含む)	新設 改修・改造	2/3 (補助額666万円 ～2,000万円)	
		スポーツ施設(大規模改修等)	大規模改修	2/3 (補助額：2,000万円 ～1億円)	

(2) 事業スケジュール

事業スケジュールを整理するにあたって、基本構想時点から次の視点および項目を追加しました。

表 4.7 事業スケジュールへの追加項目等

1 着実な事業の推進	
都市計画決定手続き	事業の実施に先立ち、公園の都市計画決定が必要となることから、金亀公園の再整備計画との整合も含め、彦根市と連携して進めます。
公園敷地の拡張	公園敷地の拡張に向けて、地権者や地域の皆様等の合意が得られるよう十分な説明を行います。
関係競技団体等との調整	第2章で整理した既存施設の撤去方針に沿って、既存の運動施設を大会利用している関係競技団体等と十分な事前調整を行います。
2 関連事業との調整	
市道拡幅事業との整合	公園設計にあたって、隣接して実施される予定の彦根市道の拡幅事業との整合を図ります。
3 国体開催に向けた計画的な施設整備	
公園整備工事	国体時には多数の来園者があることを考慮して、できるだけ平坦地を確保するため、国体開催に必要な施設を優先的に整備すること（第1期工事；国体前）を検討します。また、その場合には、国体後に完成形を目指した施設整備（第2期工事）を行います。
4 住民説明と住民参画	
周辺住民等への説明	設計段階では、周辺環境調査における環境保全対策などを事業計画や工事内容に反映させ、住民の皆様へ説明し理解を得ながら進めます。 工事実施段階等においても、必要な環境調査については継続して実施してその情報を共有するとともに、周辺住民の皆様の住環境への影響の低減に配慮します。
住民参画	基本設計や実施設計時点、施設整備や管理運営の各段階において、住民参画の取組を進めます。 また、これにより公園の管理運営に積極的に関わっていただけるような仕組みづくりを目指します。

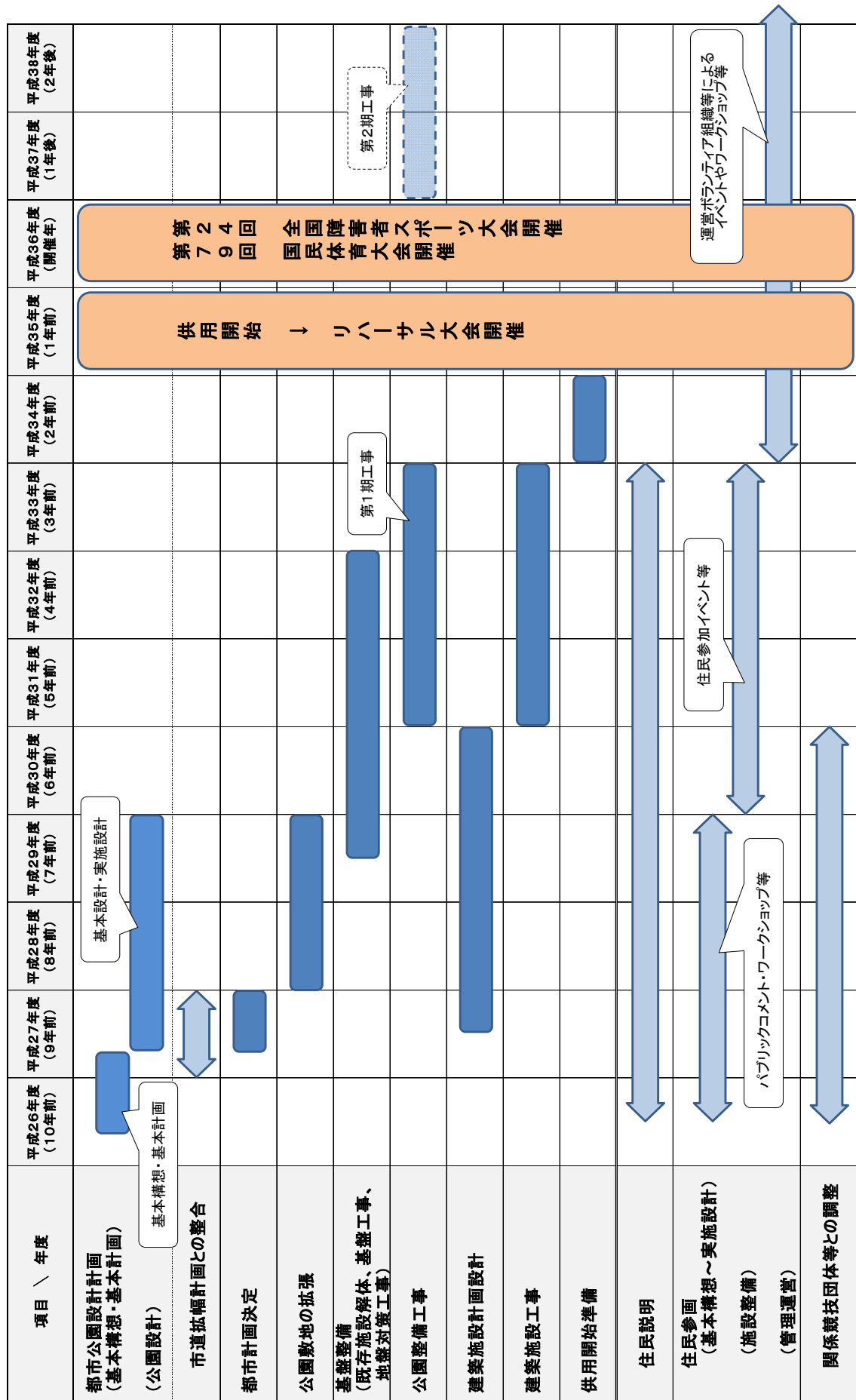


図 4.1 事業スケジュール

4－3 今後の課題等

(1) 今後の主な課題

基本計画の検討を踏まえて、今後の基本設計等に向けた主な課題を整理します。

○景観への配慮

- ・計画地が風致地区内にあることから、彦根城の世界遺産登録に向けた取組にも配慮しながら、景観や眺望への負荷軽減を図ることが重要となります。このことから、公園整備にあたっては、本基本計画において設定したデザイン基調に沿い、公園一帯を樹木で覆うとともに、建物の高さや形状、デザイン、色彩などについて、彦根市景観審議会や関係機関・部局との調整を図りながら施設の設計を進めます。
- ・第1種陸上競技場の高さについては、本基本計画での検討から、概ね23mの高さまで抑えることは可能と推測されますが、今後、さらに、屋根の張り出し長さの設定や屋上階（TV等のカメラスペース）の配置、諸室の配置等について関係機関との協議を進めるとともに、建築施設の設計に向けてさらに詳細な検討を行う必要があります。ただし、一方で、高さをより低く抑えることなどにより屋根先端への照明設備の設置が不可能となると、高さ35mを超える照明柱の設置が必要となり、検討懇話会においても、「照明柱の設置は、逆に、周囲の景観への負担となるのではないか。」とのご意見もあることから、彦根市と協議を進めつつ総合的に検討する必要があります。

○周辺交通環境の検討

- ・公園整備に伴い来園者の増加が見込まれることから、彦根市が予定している公園北側と西側の市道拡幅事業との整合を図るとともに、周辺の住環境や通学等の安全確保に配慮した公園整備が必要となります。

自動車によるアクセス動線については、広域的な視点から自動車のアクセス動線を明確にしたうえで、計画地周辺における交通影響を見据えた動線誘導の方針について、関係機関と引き続き検討する必要があります。

また、彦根市が本年度に作成を予定している都市交通マスタープランを踏まえたうえで、公園整備が周辺の道路交通に与える影響を予測・評価するなどし、必要な対策についても関係機関と連携し進めていきます。

○国体開催に向けた計画的な施設整備

- ・国体先催県の事例により国体開催時には最大で概ね3万人規模の来園者が想定されることから、開閉会式等における会場運営を考えた場合にはできるだけ平坦地を確保する必要があること、また、今後、施設整備を着実に進めるためには各年度の事業費の平準化が必要なことから、国体開催に必要な施設を優先的に整備し、国体後の完成形に向けた施設整備と区分するなど計画的な施設整備についての検討を行う必要があります。

(2) 今後の進め方

今後、基本設計や建築計画設計等を進めていく過程で上記の課題等についてさらに技術的、専門的な検討を行うとともに、コスト面や法令面等の検討を踏まえ、より具体的な内容に整理していきます。